

横浜市放課後キッズクラブ事業運営指針

子どもを取り巻く社会環境がますます変化しています。

第1に、年々進行する少子化・核家族化の影響で、子ども同士が地域や家庭で交流する機会が減少し、子どもが遊びを含めた日常生活の中で、社会性、コミュニケーション力を身につける機会が減少しています。

第2に、都市化の影響で、子どもが自由に遊ぶことのできる身近にある空き地や自然が減少しています。「遊び」は子どもの自主性・創造性等を育む源泉です。

第3に、女性の就業の増加、就業形態の多様化により、留守家庭児童が年々増加していることから、放課後の「生活の場」が求められています。

第4に、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が跡を絶たないことから、子どもにとって安全な居場所が求められています。

子どもが安全・安心に放課後を過ごし、放課後の活動をとおして自主性・社会性・創造性等を育むことがますます重要になってきています。

「放課後キッズクラブ事業」（以下「キッズクラブ事業」という。）は、このような子どもを取り巻く環境の変化を踏まえて、平成16年度から事業展開しました。

放課後キッズクラブ（以下「キッズクラブ」という。）は、「横浜市放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方」や「横浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、全ての子どもを対象とした「遊びの場」と留守家庭児童を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するものです。事業開始以降、たくさんの子どもがキッズクラブを利用し、多くの職員がそれを支えています。

国においては、平成26年7月に、全ての子どもを対象とした安全・安心な放課後の居場所づくりを推進する「放課後子ども総合プラン」を策定しましたが、横浜市がそれに先駆けて取り組んできたキッズクラブ事業は、今後とも事業内容の充実を図っていくことが求められます。

利用形態によっては、平日でも5時間以上、土曜日や長期休業期間であれば最大約10時間にわたって子どもがキッズクラブを利用することとなります。これらの子どもが楽しく時間を過ごせるようにするとともに、多くの子どもがキッズクラブでの様々な活動をとおして伸び伸びと成長できることが肝要です。

このような背景を踏まえ、キッズクラブ事業においては次の10点を「運営指針」として推進します。

- 1 プログラムの充実
- 2 生活の場の確保
- 3 子どもの安全確保
- 4 障害のある子どもの受入れ促進
- 5 配慮が必要な家庭への対応
- 6 学校との連携
- 7 保護者との連携
- 8 地域との連携
- 9 人材の確保と養成
- 10 運営主体の役割

1 プログラムの充実

キッズクラブは「遊びの場」として、遊びをとおして子どもの自主性・社会性・創造性を育むことが求められます。そのためには、日々の活動に加え、プログラムを積極的に実施していくことが必要です。継続性や達成感を得られるようなプログラムを実施することで、子どもは一人ひとりが充実した時間を過ごすことができます。

また、高学年の子どもも含め、より多くの子どもがキッズクラブに魅力を感じて利用したくなるようなプログラムを実施し、異年齢児間の交流を促進します。

2 生活の場の確保

キッズクラブでの生活をとおした子どもの自主性・社会性・創造性の向上、日常生活に必要となる基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ります。

留守家庭児童は、放課後から最大 19 時までキッズクラブで過ごすため、キッズクラブが「生活の場」として、安心して過ごせる放課後の居場所であることが重要です。そのためには、子どもが、毎日授業が終わって「帰ってくる場」としてあたたかく迎えられ、自宅に帰るまでの時間を楽しく、遊び、くつろぎ、学ぶ等、子どもの自主性を尊重した過ごし方ができるような支援が求められます。

また、子どもの発達段階に応じた支援を行えるよう、職員は個々の子どもの個性や気持ちを配慮した対応をします。

3 子どもの安全確保

キッズクラブは子どもにとって安全・安心な放課後の居場所である必要があります。事故防止のための取組みや防犯対策等の安全管理、手洗い・うがい、感染症対策等の衛生管理を行うだけでなく、緊急・非常時への備えも求められます。学校の防災・防犯計画等を参考にキッズクラブ独自の安全管理マニュアルを作成し、責任をもって対応します。

これらの安全管理を徹底したうえで、様々な活動をとおして子どもが自ら危険や事故から「自らを守る力」を養えるようにします。

また、地域の方々と連携して活動し、子どもを犯罪や非行から守ります。

4 障害のある子どもの受入れ促進

障害のある子どもにとっても、キッズクラブは様々な子どもや大人とかかわり合って過ごすことのできる貴重な放課後の居場所です。

包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、障害の有無にかかわらず、誰もが安全・安心にキッズクラブを利用することができるよう、個々の子どもの特性に応じた支援等、適切な配慮が求められます。

また、いろいろな仲間との交流をとおして、子どもが思いやりやルールを守ることの大切さを身につけていくとともに、障害等に対する理解を深めていくことを支援します。

5 配慮が必要な家庭への対応

キッズクラブでは、日頃から子どもの心身の状態や突然の変化に気を配り、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を早期に捉え、適切な支援につなげるよう努めることが求められます。その家庭の生活や抱える課題の厳しさを理解するとともに、対応にあたっては、区役所、学校及び専門機関等と連携していくことが重要です。

6 学校との連携

子どもの生活の連続性を確保するため、職員は子どもの様子や日々の活動内容について、学校と相互に連絡・調整を行い、積極的に日常的・定期的な連携を図ることが重要となります。特に、1年生については、環境の変化が大きいことを考慮して、年度当初は緊密な連携を図ることが大切です。

また、キッズクラブ事業は学校施設を活用して実施する事業です。利用するうえでの管理責任を果たしつつ、校庭や体育館を積極的に利用することで子どもの遊びや活動の内容を豊かにすることが求められます。

7 保護者との連携

子ども・子育て支援法に定められているとおり、子育てについての第一義的な責任は保護者が有しています。キッズクラブにおいては、保護者との密接な連携により信頼関係の構築を図ることで、保護者の子育てを支援する役割を担います。留守家庭児童を含む全ての子どもの放課後の居場所であるという役割を踏まえ、キッズクラブの活動に保護者が積極的に関わることができるような機会を設けるとともに、子どもの様子や活動内容を日常的に相互に伝え合うことで、子どもの生活の連続性を確保します。

8 地域との連携

自治会町内会、子ども会等の地域活動と連携し、放課後の居場所のネットワークを築き、地域の大人たちが子どもへの関心を持って見守り、育てていくようにします。

また、子どもが地域の方々との交流や、自然とのふれあい・体験学習などを重ねながら成長していけるように、学校外の公園、施設等を積極的に活用します。

9 人材の確保と養成

子どもにとって魅力的な活動を展開していくために、子どもの発達に応じた役割を十分に理解し、いろいろな遊びや過ごし方を引き出せる能力を持った人材が欠かせません。

キッズクラブの職員は、その言動が子どもに大きな影響を与えます。そのため職員には「豊かな人間性や倫理観」「子ども一人ひとりだけでなく、集団全体の活動を豊かにしていくための支援」「子どもが気軽に話し、相談できるよう、子どもの目線に立った対応」「常に自己研鑽に励み、必要となる知識と技能を向上させること」等が求められます。

キッズクラブの運営にあたっては、このような人材を確保するとともに、職員に対し、研修の機会を確保する等、その資質の向上を図ることが必要です。

10 運営主体の役割

キッズクラブを運営する法人には、安定した運営体制及び専門的な能力を活かした柔軟な運営が求められます。専門的な知識や経験を活かしながら、現場の支援や事務の軽減を図るとともに、地域の理解と協力を得るような運営を行います。

また、子どもと保護者の状況、学校・地域の特性等の実態に応じて創意工夫を図り、常にキッズクラブの活動内容の質の向上に努めなければなりません。